





















表3 特別都市計画法の他法との適用関係及びその後の法律への継承内容

		A	B	C	D	E	F
		旧都市計画法	耕地整理法	特別都市計画法 (関東大震災時)	戦前の追加 改正	特別都市計画法 (戦災時)	土地区画整理法 (制定時)
1	施行主体	○12条から14条の土地区画整理の規定では、明確な主体規定なし(13条は土地所有者が施行することを前提に、認可後1年以内に着手しない場合に公共団体施行を規定)		○2,4,5条では行政官庁、行政庁、公共団体、組合の施行があることが当然の前提		○行政官庁は施行しない(1③)	○個人、組合、公共団体、行政庁、行政官庁を規定(3)
	2	○5条で都市計画事業は行政施行を原則として、特別の必要があるときは、行政庁以外の都市計画事業を実施できると規定					
3		○13②で耕地整理法準用					
事業内容と手続き	4	○12条で都市計画区域内と規定	○43条で土地所有者、関係人、建物の登記をした者の同意をえなければ、建物のある宅地等を施行地区に編入できない	○耕地整理法43条の特例として、土地所有者等の同意なしに、行政庁又は公共団体施行の土地区画整理に建物ある宅地編入可(3)	○1931年改正で都市計画法に一般的に規定(同時に耕地整理法改正で市の区域を対象外に)	○行政庁施行の土地区画整理について耕地整理法43条の特例として、建物のある宅地に加え官の用に供する土地等を編入可(5)	○都市計画区域内の土地と規定(2)
	5			○土地区画整理を施行するための組合設立には借地権者の同意が必要(4)			○所有者と借地権者のそれぞれ3分の2の同意(18)
	6		○31条で工事終了後でないとして処分ができない。	○工事完了前でも換地処分ができる(3②)		○工事完了前でも換地処分ができる(5②)	○原則は工事終了後に換地処分。定款、施行規程に別段の定めがあれば工事完了以前に換地処分可(103)
	7		○27条で移転、除却、破棄することができる	○換地予定地の建物等の移転を命ずることができる(6)		○施行に必要な工作物の移転命令、立ち退き命令ができる(15)	○大臣又は知事による除却命令(76)、施行者の建築物等の移転、除却権限創設(77)
	8	公共施設の扱いと減歩		○11条で国有に属する道路、堤塘、畦畔、溝渠、ため池等を廃止したときは、施行地の所有者に交付する、開設した道路、畦畔、溝渠、ため池等は国有地に編入する	○行政庁又は公共団体施行の場合、道路、広場、運河その他の公共の用に供する土地は施行の費用を負担する国又は公共団体の所有地に編入する(7)	○1940年改正で、組合等を含んで移管一般化	○公共施設の用に供する土地は公共施設を管理すべき者に帰属(105③)
9			○宅地の面積が1割以上減少した場合には補償金を交付する(8①)(帝都復興院評議会希望決議の反映)		○宅地の面積が1割5分以上減少した場合には補償金を交付する(16) ○1949年改正で上記規定を削除し、減価した場合には減価補償金を交付する規定に修正	○施行前後で価格が減価した場合には減価補償金を交付(109)	